男 女 が い き い き、 共 に 輝 く ま ち を め ざ し て

# 第 5 次見 別市 別 明 女 共 同 参 画 計 画

令和4年度一令和8年度

見附市

# 目 次

第1章 計画策定の趣旨と経過
1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・P1
2. 国・県・市の動き・・・・・・・P2
第2章 計画の概要
1. 計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3
2. 計画の指標······P3
3. 計画の性格・・・・・・・P3
4. 計画の期間・・・・・・・P3
第3章 計画の体系 ······P4
第4章 計画の基本目標・現状と課題・重点項目
基本目標1. 男女平等を推進する社会づくり・・・・・・・・・・・・・・・P6
重点項目① 男女平等を推進するための意識啓発を推進します・・・・・・・P7
重点項目② 男女平等意識を推進する教育と学習機会の充実を図ります・・・・・・P8
重点項目③ あらゆる暴力の根絶を推進し、誰もが心身ともに健康でいられる
環境づくりを推進します・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10
基本目標2. 男女が共に活躍できるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・P13
重点項目① 政策・方針決定の場等への女性の参画拡大を図ります・・・・・・P14
重点項目② 男女が共に働きやすいまちづくりを推進します・・・・・・・・P16
基本目標3. 男女が共に参画する家庭と地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・P20
重点項目① 子育て支援体制の充実を図ります・・・・・・・・・・・・・・・・・P21
重点項目② 高齢者が安心して暮らせる支援体制の充実を図ります・・・・・・P24
重点項目③ 家庭生活及び地域社会における男女共同参画の推進を図ります・・P26
第5章 計画の推進
1. 計画の推進体制・・・・・・・P27
2. 計画の進行管理・・・・・・P28
3. 推進会議設置要領······P29
4. 推進懇談会設置要領·····P31
参考資料
用語集······P32
市民意識調査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P34
見附市男女共同参画事業推進委員会/
見附市男女共同参画事業推進懇談会委員名簿······P36
策定の経過・・・・・・・P37

# 第1章

# 計画策定の趣旨と経過

# 1. 計画策定の趣旨

本市では、家庭、職場、地域、学校等あらゆる場において、一人ひとりが性別にとらわれず、自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、平成 14 年 12 月に「見附市男女共同参画計画」を策定しました。以来 5 年ごとに計画を見直し、計画に基づき、幅広い分野にわたる様々な施策を展開しています。その結果、市民の男女共同参画に関する意識等は徐々に向上してきました。

また、令和3年には「住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち みつけ」を基本理念とする「第5次見附市総合基本計画 後期基本計画」が策定され 都市の将来像として掲げている「スマートウエルネスみつけ」の実現を目指すため、4つの都市の将来像を定め、更なる取り組みを進めています。

#### 第5次見附市総合計画が設定している4つの「都市像」

- 1. 人と自然が共生し健やかに暮らせるまち
- 2. 産業が元気であるまち
- 3. 安全安心な暮らしやすいまち
- 4. 人が交流するまち

こうした状況の中、第4次見附市男女共同参画の計画期間が令和4年3月で終了することから、第5次見附市総合計画後期基本計画との整合性を図りながら、令和4年度からの5年間を計画期間とした「第5次男女共同参画計画」を策定しました。

本計画に基づき、多様化する現代的課題を的確に把握し、個人の人権が尊重され、共に喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関係なくその個性と能力を十分に発揮できる男女平等参画社会を一層推進するとともに、ひいては、「スマートウエルネスみつけ」実現のため「男女がいきいき、共に輝くまち」を目指してまいります。

なお、この計画は平成27年9月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づく市町村推進計画としても位置付けています。

<sup>1</sup> スマートウエルネスみつけ:32ページ参照

#### 2. 国・県・市の動き

国は、平成 11 年に、男女共同参画社会の形成を促進する施策を統合的かつ計画的に推進するため「男女共同参画社会基本法」を施行し、平成 12 年 12 月に「男女共同参画基本計画」を策定しました。平成 17 年 12 月には「第 2 次計画」を、平成 22 年 12 月には「第 3 次計画」を、平成 27 年 12 月には「第 4 次計画」を策定しました。

そして、これまでの施策とその成果を踏まえ、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、現在に至っています。

県は、平成 13 年 3 月に、「男女共同参画社会基本法」に基づく計画として、「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」(平成 13~17 年度)を策定し、平成 18 年 3 月には、「新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」(平成 18~24 年度)を、平成 25 年 7 月には、「新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」(平成 25~28 年度)を、平成29年に第3次計画を策定し、現在に至っています。

本市では、国・県の動向に合わせ平成14年12月に「見附市男女共同参画計画」 (平成14~18年度)を策定し、平成19年12月には、「見附市男女共同参画計画 改訂版」(平成19~23年度)を、平成24年3月には、「第3次見附市男女共同参 画計画」(平成24~28年度)を、平成29年3月に「第4次見附市男女共同参画計 画」(平成29~平成33年度)を策定しました。

このように、国も県も本市も、男女が性別に関わりなく、職場・家庭・地域でいきいきと安心して暮らせる男女共同参画社会づくりに向け、計画に沿った様々な取り組みを行っています。

# 第2章

## 計画の概要

#### 1. 計画の目標

個人の人権が尊重され、性別にとらわれず、男女が平等に社会のあらゆる分野において共に参画し、多様な生き方を認め合い、共に活躍できる男女共同参画社会を実現するため、計画の基本理念を前計画と同様「男女がいきいき、共に輝くまちをめざして」とします。この基本理念に基づき、次の3つの基本目標を掲げ、重点項目や施策を設定しました。

基本目標1 男女平等を推進する社会づくり

基本目標2 男女が共に活躍できるまちづくり

基本目標3 男女が共に参画する家庭と地域づくり

#### 2. 計画の指標

基本目標の達成に向けて、施策を実現するための事業や活動の結果として生じる状態を示す「成果指標」をまちづくり市民アンケートにより把握します。

また、関係各課において、施策や事業ごとに設定している指標や目標等については男女共同参画計画進捗状況表により、毎年の進捗管理を徹底します。

成果指標	現状(R2)	目標(R8)
男女が共に活躍するまちづくりの推進に関する満足度	60.0%	65%
男女が共に活躍するまちづくりの推進に関する重要度	66.1%	70%

# 3. 計画の性格

- (1) 「男女共同参画社会基本法」に沿った計画です
- (2) 「第5次見附市総合計画基本計画」との整合性を持つものであり、男女共同参画施策を総合的に推進するため、各課の施策を男女共同参画の視点で横断的にとらえるものです
- (3) 市民の参画による「見附市男女共同参画事業推進懇談会」の意見を反映したものです
- (4)「女性活躍推進法」第6条第 2 項に基づく「女性活躍推進計画」としても 位置づけられます

# 4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

# 計画の体系

# 男女がいきいき、共に輝くまちをめざして※ ・・・・・女性活躍推進計画該当項目

#+			
基本 目標	重点項目	NO	施策
	重点項目①	1	市広報紙及びホームページ等による啓発を行います
基	男女平等を推進する	2	各種関係団体等と連携した広報・啓発を行います
本目標	た め の 意 識 啓 発 を 推進します	3	図書館における男女共同参画に関する図書等の充実を図ります
[F]   1]   男		4	乳幼児期からの発達段階に応じて人権を大切にする心を育て ます
女 平	重点項目②	5	学校教育における人権及びジェンダー2平等教育を推進します
基本目標1】男女平等を推進する社会づくり	男女平等意識を推進する教育と学習機会の充実を	6	学校教育における男女共同参画の視点を踏まえた児童生徒― 人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育を推進します
進	図ります	7	男女平等意識の定着を図る学習機会を提供します
9 る		8	女性の人材育成に関する学習機会を提供します
社会   づ	重点項目③ あらゆる暴力の根絶を推 進し、誰もが心身ともに健 康でいられる環境づくり	9	配偶者や恋人などからの暴力、離婚・養育費問題、家族の悩み等に対する相談窓口の充実を図ります
7		10	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ³(性と生殖に関連する健康 /権利)の尊重と情報提供を行います
	を推進します	11	生涯を通じた健康の保持・増進を図ります
り、基	重点項目①	12	政策・方針決定の場への女性の活躍を推進します
本目	政策・方針決定の場等へ の女性の参画拡大を図り	13	地域における女性の活躍を推進します
標2	ます	14	防災・災害現場での女性の活躍を推進します
男女		15	職場における男女平等の普及啓発を図ります
り【基本目標2】男女が共に活躍できるまちづく	重点項目② 男女が共に	16	労働条件や雇用問題、セクシュアル・ハラスメント <sup>4</sup> 、パワー・ハラスメント <sup>5</sup> 、マタニティ・ハラスメント <sup>6</sup> 等、労働問題に関する相談窓口の充実を図ります
<u>き</u> る	働きやすいまちづくりを  推進します	17	女性の就業支援制度の整備と普及を図ります
)       	, 3 3 · ý	18	経営参画を促進します
ブグく		19	ワーク・ライフ・バランス7(仕事と生活の調和)を推進します

<sup>2</sup> ジェンダー: 32 ページ参照

<sup>3</sup> リプロダクティブ・ヘルス/ライツ:32ページ参照

<sup>4</sup> セクシュアル・ハラスメント:32ページ参照

<sup>5</sup> パワー・ハラスメント:32ページ参照

<sup>6</sup> マタニティ・ハラスメント:32ページ参照

<sup>7</sup> ワーク・ライフ・バランス:32ページ参照

☆ □ ─ ─ ─ ─ ─ ─ ─ ─ ─ ─ ─ ─ ─ ─ ─ ─ ─ ─	* [							女性活躍推進計画該当項目
---	-----	--	--	--	--	--	--	--------------

基本 目標	重点項目	NO	施策
		20	年齢や子どもの個人差等を考慮した保育を行います
		21	地域住民が子育て支援に関わり、様々な行事で交流する場を 提供します
		22	子育て支援や情報交換を行う子育てネットワークづくりを支援 します
	E LEDO	23	子育て支援センターの充実を図ります
基本	重点項目① 子育て支援体制の	24	子育て相談窓口の充実を図ります
【基本目標3】男女が共に参画する家庭と地域づくり	充実を図ります	25	仕事をしながら安心して子育てができる環境の整備を図りま す
女が共に参		26	ひとり親家庭への生活安定と自立への支援/学用品費等の支援・高等教育の支援の充実を図ります
画する家		27	児童虐待の予防、早期発見と虐待を受けたと思われる児童の 保護、自立を支援します
庭と地		28	介護予防事業の充実を図り、寝たきり予防に努めます
域   づく	重点項目② 高齢者が安心して	29	介護に関する学習の充実を図ります
ij	暮らせる支援体制の充実 を図ります	30	学習活動や交流を通した生きがいづくりを支援します
		31	シルバー人材センターで、豊かな経験知識・技能を活かした社会参加活動の機会を支援します
	重点項目③ 家庭生活及び地域社会 における男女共同参画の	32	ボランティアやNPO <sup>8</sup> 等の活動に男女が共に参画できる環境の整備を行います
	推進を図ります	33	育児・介護の男女共同責任意識の啓発を促進します

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> NPO:33ページ参照

# 第4章

計画の基本目標・現状と課題・重点項目

## 基本目標1 男女平等を推進する社会づくり

男女共同参画社会とは、女性にとっても男性にとっても生きやすい、一人ひとりの個性を尊重する社会のことです。女性と男性は、個人として尊重され、性別によって差別されない平等な存在です。日本国憲法では、個人の尊重と法の下の平等がうたわれています。全ての人が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することにより、社会全体の活力が増し、人々が将来に希望を持てるような、男女がいきいき共に輝ける社会を実現させることが大切です。

本市では、男女共同参画社会の実現のために講演会等を開催するなど様々な啓発活動を行ってきましたが、家庭や地域の中に十分浸透したといえる状況にありません。

以上のことから、広報や啓発活動、学習機会の提供を行い、女性も男性もお互い に尊重し合う、男女共同参画社会の実現をめざします。

# 【現状と課題】

令和 3 年実施の市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭にいるべき、女だから 〇〇すべきといった男女の固定的な意識を押しつける」ことについて、48.1%が 「特に問題がある」としています。これは、第 4 次計画策定時(平成27年調査39. 9%)と同様に高い数字です。

また、「結婚、妊娠、出産、不妊などについて干渉される」 「夫や恋人などからの暴言やなぐる、ける、行動を監視するなどの暴力を受ける」 「セクシュアルハラスメント(性的いやがらせ)を受ける」の関係割合が27.6%を超えているという現状があります。この状況において、女性の人権を守るために必要なこととして、「家族の中でお互いの人権を尊重し温かい家庭をつくる」が22.3%、「学校教育、生涯学習での男女平等教育の充実を図る」が32.7%でした。

意識の変革や新たな知識の習得といった各種学習機会の充実とあわせて、広報・啓発活動の推進や相談体制の充実が求められています。互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮することの大切さを理解し、男女平等意識の定着を図っていくことが重要です。

男女平等を推進する 社会づくりをめざします

# 【具体的な取り組み】

# 重点項目①

# 男女平等を推進するための意識啓発を推進します

男女共同参画の実現を阻害する大きな要因の一つに、性別に基づく固定的な役割分担意識があります。そのため、市民一人ひとりが男女共同参画社会の必要性についての意識を持つことができるように、継続的に広報や啓発活動を行います。

また、図書等を通じて男女共同参画について認識を深められるように、男女共同参画関係図書等の充実を図ります。

N o	施 策	事業	指標	現状 (R2)	目標 (R8)	担当課
		・男女共同参画週 間(6月)の啓発 ・女性に対する暴	市広報紙での記事の掲載回数	年8回	年5回以上 <第4次> 年5回以上	まちづくり課ま
1	市広報紙及びホームページ等	力をなくす運動 (11月)の啓発	市ホームページ での記事の掲載 回数	年12回	年 8 回以上 <第 4 次> 年 5 回以上	まちづくり課
	・ による啓発 を行います		市ホームページ での男女共同参 画啓発講演会(講 座等)ページによ る啓発回数	年5回	啓発の継続 啓発回数 年 6 回以上	まちづくり課
)	各種関係団体 等と連携した広 報・啓発を行い ます	地域コミュニティ <sup>9</sup> への男女平等意識 の啓発協力依頼	地域コミュニティ への啓発協力依 頼回数	年3回	啓発の継続 啓発依頼回数 年 2 回以上	まちづくり課
2		人権擁護委員による紙芝居、講演会 等の啓発活動の実施	人権擁護委員に よる紙芝居、講 演会等の啓発活 動数	年2回	年6回以上	市民生活課
	図書館における男女共同参 画に関する図書等の充実を図ります	男女共同参画関連 図書コーナーの開設(図書館)	男女共同参画関 連図書コーナー の設置回数	年1回	年1回	教育総務課
3		男女共同参画関係 図書の充実(図書 館)	男女共同参画関 係図書を毎年 5 冊増加	6 冊	年5冊×5 年=25冊	教育総務課

<sup>9</sup> 地域コミュニティ: 33 ページ参照

#### 重点項目②

# 男女平等意識を推進する教育と学習機会の充実を図ります

子どもの頃から人権を大切にする心を育てることや男女共同参画の視点に立った教育を受けることは、その後の人格形成にも影響を与えるため重要です。そのため、保育の質の向上のための研修事業への参加や、学校教育の場においては人権教育や、将来を見据え、男女共同参画の視点を踏まえた児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育を推進します。また、男女平等の視点に立った学習機会を提供することで、広く市民に対して男女共同参画について理解を深めてもらうとともに、単に学習するだけでなく、もう一歩先に踏み込み、様々な分野で活躍できる人材育成をめざします。

N o	施策	事業	指標	現状 (R2)	目標 (R8)	担当課
4	乳幼児期から の発達段階に 応じて人権を 大切にする心 を育てます	保育の質の向上の ための研修事業へ の参加 学校教育の場におい	保育の質の向上 のための研修事 業への参加人数	15人	100 人(延べ 人数)	こども課
5	学校教育にお ける人権及び ジェンダー平等 教育を推進しま す	て、「にの社会」では、「は、「は、「は、「は、」」では、「は、「は、」」では、「は、「は、「は、「は、「は、「は、」」では、「は、「は、「は、」」が、「は、「は、「は、「は、「は、」」が、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、	男女平等の観点 を含めた指導計 画の作成と実施 (道徳、家庭科、 社会科、総合学 習、学活等)	道徳を科、智、智、等の総はでいた。とは、学で、観点のはいるので、対しているので、対しているので、対しているので、対しているので、対しているので、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対	道家科習間等めを実り的を解した。というで観りませる。これではいいではいいではいいではいいではいいではいいでは、学の女を計えいでは、学の女を計えいでは、学の女を計えいでは、学の女を計えいいでは、	学校教育課

N o	施策	事業	指標	現状 (R2)	目標 (R8)	担当課
6	学校教育は一次教育におりでででは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、	学校教育におの発生徒の発生を関するというでは、関係の理解を関するというの理解を関するというのでは、これでは、関するというのでは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して	男女共同参画の 視点を踏まえた 児童生徒一人ひ とりの勤労観、職 業観を育てる教 育の全体計画の 作成と実施	教を共点児ひ観育を到している。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	男のえー勤観育を校全実付を生り、戦る計学画を生り、戦る計学画である。	学校教育課
7	男女平等意識 の定着を図る 学習機会を提 供します	男女共同参画講演 会(講座)等の開催	男女共同参画講演会(講座)等実施回数	年 2 回 参加人数 34 名(延べ 人数)	年2回以上	まちづくり課
8	女性の人材育 成に関する学 習機会を提供 します	リーダー養成講座の開催	リーダー養成講 座の開催回数、 参加人数	開催数 年 2 回 参加人数 33 人(延べ 人数)	開催回数 年2回 参加人 25 人 <第4次> 開催回 年2回 参加人 20人	まちづくり課

#### 重点項目③

# あらゆる暴力の根絶を推進し、誰もが心身ともに健康でいられる環境づくりを推進します

人権の尊重として、配偶者や恋人などからの暴力であるドメスティック・バイオレンス(DV)<sup>10</sup>は決して許されるものではありません。あらゆる暴力を根絶するために、暴力は人権侵害であるという認識を深められるよう、人権に関する情報提供や、さらに被害者を救済するためのきめ細やかな相談体制の充実を図ります。

また、特に女性には、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など、年代によって 心身の状態が変化するため、健康を維持するには、ライフサイクルに応じた心身の 健康づくりや周りの人々の理解と協力が重要です。

そのため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの尊重や情報提供に努めるととも に、健康に関する相談体制や検診の充実など全ての人が生涯にわたり身体的にも 精神的にも健康な状態を長く保てるよう支援します。

<sup>10</sup> ドメスティック・バイオレンス:33ページ参照

No	施策	事業	指標	現状 (R2)	目標 (R8)	担当課		
	配人の婚問の対窓を出るのりを対して、一般な暴・題とは、一般であるのののである。 かんしん いんしん かんしん いいしん かんしん いんしん かんしん いんしん かんしん か			DV 相談窓口の開 設(こども課·市民 生活課・健康福祉	設定しない	DV 相談窓口の開設数 4 か所(こども課、学・今町・子育て支援と日祝日を除く毎日)	設定しない	こども課
		課(健康の駅含む)・学校町子育で支援センター・新町子育で支援センター・今町子育で支援センター・今町子育で支援センター)の暴力、離婚・養育費問題、家族の悩み等に対する相談	設定しない	相談窓口の開 設数 1 か所 (市民生活課 で土日祝日を 除く毎日)	設定しない	市民生活課		
9			設定しない	DV相談窓口 の開設数 1 か所(健康福 祉課(健康の 駅含む)で土 日祝日を除く 毎日)	設定しない	健康福祉課		
		を図ります 専門機関によるす	専門機関による女性電話相談の実施	設定しない	専門機関による女性電話相 談窓口の実施 (月〜金曜日 に実施)	設定しない	まちづくり課	
		人権相談所の開設	人権相談所の開 設数	年1回(11月)	年2回の継続	無採用知事		
		見附市人権擁護委 員による相談の実 施	設定しない	見附市人権擁 護委員が適宜 相談に応じた	設定しない	市民生活課市民生活課		
		弁護士無料法律相 談の開設	弁護士無料法律 相談の開設数	月2回	毎月2回の継続	市民生活課		

No	施策	事業	指標	現状 (R2)	目標 (R8)	担当課
	リプロダク ティブ・ヘル	妊娠届出時の健康 相談の実施	妊娠届出時の健 康相談を受けた 割合	100%	100%	こども課
10	ス/ライツ (性と生殖 に関連する 健康/権 利)の尊重	新生児・産婦訪問 指導の実施	助産師訪問の利用率	100%	100%	こども課
	と情報提供 を行います	不妊治療費助成事業の実施	不妊治療費助成 の継続	30組	不妊治療費助成事業の継続	こども課
	生涯を通じた健康の保持・増進を図ります		乳がんの啓発活動数、乳がん検診率	啓発活動 年7回検診 率17.1% (受診数 983人) (うち2年連続12人)	啓発活動数 年 5 回以上 検診率 20.0%以上 <第 4 次> 啓発活動数 年 3 回 検診率 20.0%以上	健康福祉課
11		女性特有の病の啓発と女性特有のがん検診の実施	子宮がんの啓発活動数、子宮がん検診率	啓発活動 年 7 回 検診率 12.0% (受診数 860 人) (うち 2 年 連続 0 人)	啓発活動数 年 5 回以上 検診率 20.0%以上 <第 4 次> 啓発活動 年 3 回 検診率 20.0%以上	健康福祉課

#### 基本目標2 男女が共に活躍できるまちづくり

男女共同参画社会の実現には、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画し、その責任を分かち合うことが求められています。将来にわたり、活力のあるまちとするために、多様な人材の能力を活用するとともに、多様な視点を導入し、新たな発想を取り入れていくことが、まちづくりにおいても必要となっています。

また、家族形態の多様化が進み、ライフスタイルも変化している中で、労働の場においても、男女に関わらず一人ひとりの意欲や能力に応じた機会と待遇が確保されることが必要です。国は、平成 19 年 4 月の男女雇用機会均等法の改正施行により、雇用の分野での男女の均等な機会の待遇と確保などを図る法整備を進めています。また、平成 27 年 9 月に「女性活躍推進法」が施行され、本市においても、女性が職業生活において、その希望に応じて活躍できる環境を整備していくことが重要です。

男女が共に活躍するには、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進 し、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとと もに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階 に応じて多様な生き方が選択、実現できることも大切です。

以上のことから、多様な生き方に対応した男女が共に活躍できるまちづくりを めざします。

# 【現状と課題】

本市では、政策、方針決定の場等への女性の参画を進めるために、審議会等に おける女性委員の割合を 40%とすることを目標に取り組んできましたが、審議会 等の委員は充て職も多く、依然として 30%前後を推移しています。今後も、女性 の意見が十分反映されるよう、あらゆる分野での女性の参画拡大を推進すること が必要です。

また、H27年実施の国勢調査では、本市の15歳以上就業者における管理職的職業従事者の割合について、男性は12.1%、女性は2.0%となっており、雇用者のうち正規従業員割合は男性84.5%に対して、女性は52.1%となっています。

R3 年実施の市民意識調査では、「就職時の採用条件、仕事の内容、給料の男女差など、職場における男女の待遇が違う」ことを問題に思う人が 41.8%でした。 H27年調査時と変わらず多くの方が「特に問題がある」としています。

また、女性の人権を守るために必要なこととして「企業に対し、採用、登用などにおいて男女を平等に扱うよう啓発すること」と回答した人の割合が 20.3%でした。今後も引き続き、職場における待遇や採用、登用等に関する男女差をなくしていくことが必要です。

本市の労働力率の現状を年齢階級別にみると、出産や育児を理由に職業を中断する女性が多いことから、30歳代を底としたM字カーブを描いています。R3年の市民意識調査では、女性の人権を守るために必要なこととして、一番高かったものが「男女ともに、働きながら家事や育児・介護などが両立できる環境の充実を図る」で48.6%でした。

このことからも方針決定の場等への女性の参画拡大とあわせて男女ともに、働きながら家事や育児・介護などが両立できる環境の推進が求められています。

# 男女が共に活躍できる まちづくりをめざします

# 【具体的な取り組み】

# 重点項目①

# 政策・方針決定の場等への女性の参画拡大を図ります

男女が共に豊かに暮らせるまちのために、まちづくりの各分野における政策の立案や計画の推進の場や地域づくりの場等において、男性のみならず、女性の意見も反映できる環境づくりに努めます。

また、防災・災害現場においても男女のニーズの違いを把握した上でそれらに配慮した防災体制や災害支援が求められており男女双方の視点が必要です。

No	施策	事業	指標	現状 (R2)	目標 (R8)	担当課
12	政策·方針 決定の場へ の女性の活 躍を推進し ます	審議会等への女性委員の積極的な登用	審議会等への女 性登用率	30.2% (令和 2 年 4 月 1 日現在)	40%	関係各課[取りまとめ]総務課・まちづくり課
	地域におけ	な性の活 地域コミュニティ を推進し の活動支援	地域コミュニティ数	11 か所	11 か所	まちづくり課
13   	る女性の活 躍を推進し ます		地域コミュニティでの女性役員数	219 人(全役 員数 1,016 人) ※21.6%	250人	まちづくり課
			消防団員数	553人	600人	消防本部
14	現場での女 ムページ等性の活躍を 防団員及	出場での女 ムページ等での消	女性消防団員数	10 人 1.8%	20人	消防本部
		防団員募集の周知	周知の回数		周知回数年4回	消防本部

## 重点項目②

# 男女が共に働きやすいまちづくりを推進します

男女が共に労働の場において、一人ひとりの意欲や能力に応じた機会と待遇が確保されること、また、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する様々なハラスメント(嫌がらせ・いじめ等)は重大な人権侵害であるという認識を持つことなど、職場における男女平等の普及啓発や労働問題に対するきめ細やかな相談体制の充実を図ります。

また、様々な生き方へ対応し、女性が生涯を通じて経済的に自立をし、働きながら安心して子育てができるような支援を行います。

さらに、経営への参画といった女性の意欲を後押しするため、起業に対する支援を行います。また、農業分野では 6 次産業化の推進などにより、従来の農作物の生産に限らず加工や販売といった多角的な経営機会が増加しています。そのため家族協定を締結することなどによって従事する男女がともに対等なパートナーとしてその個性と能力を存分に発揮できるよう、経営への参画、家事を含む労働における役割分担および収益の配分方法など待遇の確保に努めます。これらにより、女性の経営参画を促進します。

また、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進し、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすと共に、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択や実現できることも大切です。

No	施策	事業	指標	現状 (R2)	目標 (R8)	担当課
	職場におけ等 るの普及 の音及	企業や労働者に対 して産業応援eネットを使って情報 発信する	職場環境づくり に関するセミナ 一等の情報提供 回数	メールマガジ ン産業 e-ネットに登録する約 1,100 人に「リーダ・スキルを学ぶ講座」 への参加も呼びかけた。	年2回以上	地域経済課
15		雇用・就業支援の ための相談窓口の 開設	相談窓口の開設 日数	月6回	月6回の継続	地域経済課
	を図ります	女性活躍推進法などの普及啓発	設定しない	市ホージ躍推は置ける計ではは、活躍はは、大学は、大学は、大学は、大学は、大学は、大学をは、大学をは、大学をは、大学	設定しない	まちづくり課

No	施策	事業	指標	現状 (R2)	目標 (R8)	担当課
		専門機関による女性電話相談の実施	設定しない	・専門機関に よる女性電話 相談窓口の実 施(月〜金曜 日に実施)	設定しない	まちづくり課
		人権相談所の開設	人権相談所の開 設数	年1回(11月)	年2回の継続	市民生活課
	労働条件・ 雇用問シュスクリント・パント・ファイント・ファイント・スタース・カー・ファイン カー・ファイン カー・ファイン ラー・ス 労働 間 調 る相談 る 日 から	見附市人権擁護委員による相談の実施	設定しない	・見附市人権 擁護委員が適 宜相談に応じ た	設定しない	市民生活課
16		市民相談窓口での 相談実施	設定しない	・相談窓口の 開設数 1 か 所(市民生活 課で土日祝日 を除く毎日)	設定しない	市民生活課
	の充実を図 ります	弁護士無料法律相 談の開設	弁護士無料法律 相談の開設数	毎月2回	毎月2回の継続	市民生活課
		雇用情報コーナーでの相談窓口を開設	相談窓口の開設 日数	雇用情報コーナーでの相談窓口の開設	月6回の継続	地域経済課

No	施策	事業	指標	現状 (R2)	目標 (R8)	担当課
17	女性の就業 支援制度の 整備と普及 を図ります	自立支援教育訓練 給付金 <sup>11</sup> や高等職 業訓練促進給付金 <sup>12</sup> などの就業支援 制度の普及	設定しない	自立支援教金·訓練終了 1名·助稱 81,402円 高等雖給付金 (利用超 (利用超 (利用超 (利用超 (1,764,000円	設定しない	こども課
	18 経営参画を 促進します	起業創業支援補助金による助成	起業創業支援補 助金を活用する 件数	年3件	年 2 件以上 <第 4 次> 年 2 件以上	地域経済課
18		促進します 家族経営協定13を	締結する農業者を 支援するため、相	家族経営協定を 締結している農 業者家族数	8 家族	10 家族以上
19	ワーク・ライ フ・バランス (仕事と生 活の調和) を推進しま す	ハッピー・パートナ 一企業 <sup>14</sup> (新潟県 男女共同参画推進 企業)についての 市内企業への説明	ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)登録企業数	10 企業	15 企業	まちづくり課

\_

<sup>11</sup> 自立支援教育訓練給付金:33 ページ参照 12 高等職業訓練促進給付金:33 ページ参照

<sup>13</sup> 家族経営協定:33 ページ参照

<sup>14</sup> ハッピー・パートナー企業:33ページ参照

## 基本目標3 男女が共に参画する家庭と地域づくり

本市では、「子育てするなら見附」をスローガンに、保育・教育環境の充実にも力を入れ、未来を担う子どもたちの成長を地域で手助けする子育ての支援を行っています。

また、日本一健康なまちを目指し、その中で「スマートウエルネスみつけ」を推進し、ウエルネス(=健幸)をこれからのまちづくり政策の中核に据え、超高齢・人口減少社会の課題の解決を図っていきます。

女性も男性も家庭や地域において「女だから、男だから」という固定観念にとら われず、一人ひとりの多様な個性や能力、生き方を尊重し、責任を分かち合う家庭 や地域を目指します。

# 【現状と課題】

本市では、人口減少や少子高齢化が課題となっています。

女性の活躍や出生率が伸びなやむ要因の一つとして、子育てへの不安が挙げられており、子育てに関するサービスの整備や相談、支援体制を充実し、男女が安心して子どもを産み、育てることができる環境を整備することが重要です。

また、国の高齢化率は 28.9%(R3.4.4現在推計)、本市では 32.7%(令和3年4月1日現在)と総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が 21.0%を超えて超高齢社会を迎えています。このような社会を豊かで活力あるものとしていくためには、高齢者の社会参加の機会を促進し、社会を支える一員として地域に貢献していける環境づくりを推進することが必要です。一方で、男女が共に育児や介護を行えるような支援体制の充実を図る必要があります。

家庭や地域において、「男は仕事、女は家庭にいるべき」「女だから〇〇すべき」といった男女の固定観念が依然として残っています。そのような男女の固定観念意識の解消に向けて、家庭や地域において取り組んでいく必要があります。

男女が共に参画する

家庭と地域づくりをめざします

# 【具体的な取り組み】

## 重点項目①

# 子育て支援体制の充実を図ります

就労体制の多様化、女性の就労率向上など様々なライフスタイルや家族形態から生ずるニーズに対応し、すべての子どもがのびのびと健やかに成長し、保護者の子育てに対する悩みや不安が解消され、安心して子どもを育てることができるような育児施設の整備や保育サービスの支援体制の充実を図ります。ひとり親家庭の生活安定と自立への支援を行います。

また、子どもの人権を擁護し、子どもにとって安全で安心な暮らしの環境を確保し、これからの時代を担う子どもたちの健やかな成長に向けた支援体制の充実を図ります。 ※施策 20·21 中の園は市立保育園

No	施策	事業	指標	現状 (R2)	目標 (R8)	担当課
20	年齢や子ど もの個人差 等を考慮し た保育を行 います	保育関連サービス (未満児保育・延長 保育・一時保育・障 害児保育・通常保 育)の実施	設定しない	·未満児保育 4園長保育 4園長中4園 -一園書中4園 - 中園 中日 - 中園 中日 - 中国 - 中日 - 中国 - 中日 - 中日 - 中日 - 中日 - 中日 - 中日 - 中日 - 中日	設定しない	こども課
21	地域住民が 子育て支援 に関わり、 様々な行事 で交流する 場を提供し ます	地域の高齢者や学生など、老若男女の地域住民が子育て支援活動に関わり、焼き芋パーティ、クリスマス会等、様々な行事で交流する世代間交流事業の実施	設定しない	4 園中 0 園 実施	設定しない	こども課

No	施策	事業	指標	現状 (R2)	目標 (R8)	担当課
	子育て支援		依頼会員数	144	200人	こども課 こども課 こども課
	や情報交換 を行う子育	ファミリーサポート	提供会員数	80	100人	こども課
22	てネットワークづくり	センター事業 <sup>15</sup> の 実施	両方会員数	9	40人	こども課
	を支援します		活動件数	1069	800件 <第4次> 800件	こども課
23	子育て支援 センターの 充実を図り ます	子育てサークルの 育成・支援、地域の 保育資源の情報提 供、日常的な不安 感や孤立感を解消 する親子交流の場 「あそびの広場」 (学校町・新町・今 町子育て支援セン ター内)を開設	あそびの広場利用乳幼児数	11,902	23,000人	こども課
		乳幼児の一時預か り事業の実施	乳幼児の預かり数	376	480人	こども課
24	子育て相談 窓口の充実 を図ります	子育て支援センタ ー・こども課での 保育士・家庭児童 相談員・保健師に よる相談の実施	設定しない	・ネウボラみ つけ分 417 回 ・子育て支援 センター分 262 回	設定しない	こども課
25	仕事をしな がら安心し て子育てが できる環境 の整備を図 ります	働く女性や核家族が 増加する中で、学校 の放課後や夏休み等 の長期休暇に小学生 が安全で健やかに活 動できる場所を確保 するための放課後児 童クラブの実施	設定しない	10 か所	設定しない	こども課

<sup>15</sup> ファミリーサポートセンター事業:33ページ参照

No	施策	事業	指標	現状 (R2)	目標 (R8)	担当課
		ひとり親家庭等の 医療費助成事業の 実施	ひとり親家庭等 の医療費助成の 継続	助成対象者数 659人 (親 262人、児童 397人) 助成件数 7,843件	事業の継続	こども課
	ひとり親家 庭への生活 安定と自立	児童扶養手当の支給	児童扶養手当の 支給	228人	支給の継続	こども課
26	への支援・ 学用品費・高 等教育の実 援のます	の支援·高 等教育の支 援の充実を	就学援助認定者数(要保護、準要保護)	要保護 10 人 準要保護 384 人 計 394 人	事業の継続	学校教育課
			特別支援教育就 学奨励費受給者 数	103人	事業の継続	学校教育課
			奨学金貸付者数	33人	事業の継続	学校教育課
27	児童虐待の 予防、早期 発見と虐待 を受けたと 思われる児 童の保護、 自立を支援 します	児童虐待の予防、 早期発見と虐待を 受けたと思われる 児童の保護、自立	見附市子ども支援対策地域協議 会実務者会議の 開催	見附市子ども 支援対策地域 協議会実務者 会議の開催回 数 4回	開催の継続	こども課
		章の保護、自立 章の保護、 自立を支援 の支援		個別ケース会 議の開催回数 32回	開催の継続	こども課

# 重点項目②

# 高齢者が安心して暮らせる支援体制の充実を図ります

超高齢社会を迎え、高齢者の社会参加を拡大し、社会を支える一員として地域に 貢献していける環境を整備します。そのために、認知症や寝たきりにならないよう に、市民が日常の中で、介護予防活動を続けられる環境を整備します。そして、高 齢になっても地域で楽しく暮らしていける環境づくりを進めます。

また、家族の一員として家庭生活を楽しむためにも、家庭内で責任を分かち合い、 男女共に介護を行うような支援体制の充実を図ります。

No	施策	事業	指標	現状 (R2)	目標 (R8)	担当課
28	介護予防事 業の充実を 図り、寝た きり予防に 努めます	介護予防事業の実施	介護予防事業参加者総数	989人	1,380 人	健康福祉課
29	介護に関す る学習の充 実を図りま す	認知症サポーター養成講座の開催	認知症サポーター養成講座の開催回数、参加人数	開催回数 8回 参加人数 150人	開催回数 10回 参加人数 350人	健康福祉課

No	施策	事業	指標	現状 (R2)	目標 (R8)	担当課
	学習活動や	生きがいづくりや 仲間づくりの場の 提供として「ハッピ ーリタイアメントプ ロジェクト 悠々ラ イフ」の実施 (悠々ライフ)	講座延べ回数、 参加人数(男女 別)	講座延べ回数 年 209 回 参加人数 男性 1,406 人 女性 1,852 人	講座延べ回数 年 330 回 参加人数 男性 3,000 人 女性 4,000 人	まちづくり課
30	交流を通し た生きがい づくりを支 援します	多種多様な行事を 企画運営するため の仕掛人の増員 (悠々ライフ)	仕掛人総数 女性仕掛人人数	仕掛人総数 15 人 女性仕掛人 4 人	仕掛人総数 20 人 女性仕掛人 7 人	まちづくり課
		各公民館での高齢 者学習講座(寿学 級等)の実施(公民 館)	高齢者学習講座 (寿学級等)の開 催回数、 参加人数	開催回数 33回 参加人数 1,579人	開催回数 43回 参加人数 2,200人	まちづくり課
21	シルバー人 材センタか 、 豊知 を 技能 社 た 活 動 援 援 し た 活 動 援 数 き 会 の が る 会 の し た る ら る ら る も る も る も る も る も る も る も る も	シルバー人材セン	設定しない	シルバー人材 センター会員 総数 512 人	設定しない	健康福祉課
31		ターへの補助	設定しな い	シルバー人材 センター女性 会員数 188 人	設定しない	健康福祉課

## 重点項目③

# 家庭生活及び地域社会における男女共同参画の推進を図ります

これまでは、公共サービスのほとんどを行政が担っていました。しかし、これからは NPO など、市民が主体となって、自らの力を持ち寄って役割を分担していくことが求められています。そのような、市民活動・ボランティアや NPO 等の活動にも男女共に協力しあうことが必要です。

また、家庭とは、家族が安らぎ、責任を全員で担い、分かち合いながら社会生活の基本を身につける場です。今、個人個人のライフスタイルは大きく変化し、価値観も多様化しています。様々な家族形態があることを認めながら、これまでの「男は仕事、女は家庭」という性別に基づく固定的な役割分担意識を解消し、共に学び、話し合う学習機会の開催を推進します。

No	施策	事業	指標	現状 (R2)	目標 (R8)	担当課
	ボランティ	NPO への理解を 広めると共に、団 体設立や活動支援 に関する講座・講 演会の開催	NPO 登録数	10 団体	12 団体	まちづくり課
32	アや NPO 等の活動に 2 男女が共に 参画できる 環境の整備 を行います	市民活動・ボラン ティアバンク <sup>16</sup> の 登録者の増加のた め PR 活動を実施	市民活動・ボラン ティアバンク登録 者数	男性 226 人 (82 人) 女性 398 人 (129 人)	男性 250 人 (80 人) 女性 400 人 (120 人) ※( )内は 数のうち、録 少年の登録者 数	まちづくり課
		パパママ学級等の開催	初産夫婦の出席 率	24.0%	45%	こども課
33	育児・介護 の男女共同 責任意識の 啓発を促進	男女共同責任意識の啓発へ向けた講座の開催(公民館)	講座の開催回 数、参加人数	開催回数 4回 参加人数 309人	開催回数 年 17 回 参加人数 400 人	まちづくり
	古光で促進 します	男女共同責任意識 の啓発へ向けた講 座の開催(見附市 勤労者家庭支援施 設 ふぁみりあ)	講座の開催回 数、参加人数	開催回数 年 6 回 参加人数 47 人	開催回数 年 8 回以上 参加人数 80 人	まちづくり課

<sup>16</sup> 市民活動・ボランティアバンク:33ページ参照

# 第5章

計画の推進

## 1. 計画の推進体制

市長

#### 見附市男女共同参画推進会議

# 男女共同参画の推進

副市長(議長)

教育長(副議長)

全課長

指導·諮問

事業進捗状況 事業推進委員会の報告

#### 見附市男女共同参画事業推進委員会

推進会議の具体的検討機関 事業推進懇談会の公募委員との協議

市民生活課

課長補佐

地域経済課

地域産業係長

総務課

人事係長

健康福祉課

高齢福祉係長

学校教育課

学校教育係長

こども課

元気子育で係長

まちづくり課

中央公民館長

公募委員との情報交換

市民の意見

# 見附市男女共同参画事業推進懇談会

推進のための事業の在り方、効果、 進捗状況等について検討 推進懇談会の公募委員との協議等

事業推進懇談会の構成員は、左記の事業推進委員会委員と公募による市民委員で構成

# 2. 計画の進行管理

# ■市民、市民団体、事業者等との連携・協働

市民、市民団体、事業者、教育関係者との連携や、協働により、計画の展開を進めるとともに活動を支援します。

# ■達成状況と事業効果について把握

計画の着実な推進のため、1年に1回施策や事業の達成状況と事業効果について 把握し、その後の取り組みに反映していきます。

# ■計画終了後は見直しを実施

計画のおおむね5年後に、上記の施策や事業の達成状況や市民の意識・社会情勢の変化に応じて見直しを行い、その後の計画に反映させます。

# 3. 推進会議設置要領

#### 見附市男女共同参画推進会議設置要領

#### (設置)

第1条 見附市における男女共同参画社会づくりを推進するため、見附市男女共同参画 推進 会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所管事務)

- 第2条 推進会議は次の事項を所掌する。
  - (1)男女共同参画に関する施策の調査・研究並びに立案に関すること。
  - (2)その他男女共同参画政策の推進に関すること。

(組 織)

- 第3条 推進会議は別表1に掲げる職に有る者をもって組織する。
  - 2 推進会議には、議長及び副議長を各1名置き、議長には副市長を、副議長には教育長をもって充てる。
  - 3 議長は、推進会議の会務を総括する。
  - 4 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第4条 議長は会議を招集し、会議の進行に当たる。

(事業推進委員会の設置)

- 第5条 推進会議の所掌事務の具体的事項について検討するため、下部組織として事業推 進委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。
  - 2 委員会は、議長が指名する者をもって構成する。
  - 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、構成員相互の互選により選出する。
  - 4 委員長は、委員会を統括する。
  - 5 副委員長は、委員長に事故ある時はその職務を代理する。
  - 6 委員長は、委員会において検討した結果を、議長に報告しなければならない。

(報告)

第6条 推進会議は、第2条の所掌事務の検討状況を市長に報告するものとする。

#### (庶 務)

第7条 推進会議の庶務は、まちづくり課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか推進会議の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成15年4月1日から実施する。

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

#### 別表1(第3条関係)

副市長	会計課長
教育長	消防長
企画調整課長	上下水道局長
総務課長	市立病院事務長
市民生活課長	議会事務局長
税務課長	監査委員事務局長
地域経済課長	教育総務課長
農林創生課長	学校教育課長
建設課長	こども課長
健康福祉課長	まちづくり課長

# 4. 懇談会設置要領

#### 見附市男女共同参画事業推進懇談会設置要領

#### (設置)

- 第1条 男女共同参画社会実現のための事業を実施するに当たり、広く市民や事業所の意見を 反映させるため、見附市男女共同参画事業推進懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。 (所掌事務)
- 第2条 懇談会は、見附市における男女共同参画推進事業について、そのあり方、効果、進捗状 況等について研究協議する。

(組織)

- 第3条 懇談会は、次の構成員をもって組織する。
  - (1) 見附市男女共同参画事業推進委員会の委員
  - (2) 公募に応じた市民のうちから、市長が委嘱する者
- 2 懇談会に会長及び副会長を置き、構成員の互選により定める。
- 3 会長は会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 公募による委員の任期は、2年間とする。

(会議)

- 第4条 懇談会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会長は、必要あるときは、関係者の出席を求めて、説明または意見を聞くことができる。 (庶務)
- 第5条 懇談会の庶務は、まちづくり課において行う。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- この要領は、平成21年4月1日から施行する。

# 参考資料

# 用語集

NO	用語	意味
1	スマートウエルネスみつけ	身体面の健康だけではなく、人々が生きがいを感じ、安心して豊かな生活を送れる状態を「健幸(けんこう)=ウエルネス」と呼び、まちづくりの中核に据えていこうという考えのことである。 「食生活(食育)」「運動」「生きがい」「検診」の視点による健康づくり事業への参加を呼び掛けることに加え、健康に対しての関心が薄い市民でも自然と健康になれるようなハード整備や仕組みづくりなどを通じて総合的に「住んでいるだけで健幸せになれるまちづくり」(スマートウエルネスみつけ)をすすめ、『日本一健康なまち』をめざしている。 見附市では、第5次見附市総合計画(期間:H28年度~R7年度)の都市の将来像に「スマートウエルネスみつけ」の実現を掲げている。 (見附市企画調整課)
2	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。(内閣府)
3	リプロダクティブ・ヘ ルス/ライツ (性と生殖に関連する 健康/権利)	リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6年(1994 年)の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995 年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の 生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。(内閣府)
4	セクシュアル・ ハラスメント	性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えること。 職場において労働者(男女とも)の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けることや、性的な言動が行なれることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな影響を生じることをいう。(新潟県)
5	パワー・ハラスメント	職場内の人間関係において発生する職務権限を利用した、いじめや嫌がらせのこと。上司から部下への言葉や態度による嫌がらせ(無視、仲間はずれを含む)などをいう。(新潟県)
6	マタニティ・ ハラスメント	働く女性が妊娠・出産を理由として解雇・雇い止めをされることや、職場で受ける精神的・肉体的なハラスメントのことをいう。(新潟県)
7	ワーク・ライフ・ バランス(仕事と 生活の調和)	「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」(厚生労働省)

NO	用語	意味
8	NPO	「NPO(NonProfit Organization)」とは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称である。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになる。このうち「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のことである。法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。(内閣府)
9	地域コミュニティ	町内会、青少年育成会など、地域のために活動している組織や個人が一緒に活動することで、地域住民の顔の見える関係や確かな絆づくりを進め、地域課題の解決や地域の活性化を図るもの。 本市では、平成30年6月9日をもって市内全域(11 地区)での地域コミュニティの設立が完了した。(見附市まちづくり課)
10	ドメスティック・ バイオレンス(DV)	英語の「Domestic Violence」をカタカナで表記したもの。略して「DV」と呼ばれることもある。配偶者や恋人など密接な関係にある、または密接な関係にあった人から振るわれる暴力のこと。身体的なものだけでなく、精神的・性的・経済的なものを含み様々な形態がある。(新潟県)
11	自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が対象教育訓練を受講し、修了した場合、経費の 60%(下限は1万2千1円、上限は修学年数×20万円、最大80万円)が支給される。(厚生労働省)
12	高等職業訓練促進給付金	児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にあるひとり親の方が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、6月以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担軽減のために、訓練期間中及び修了後に給付金が支給される。(厚生労働省)
13	家族経営協定	家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わす意欲をもって取り組めるようにするためには、経営において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要である。 「家族経営協定」はこれを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互のルール(就業条件・経営の役割分担、収益の配分、生活等)を文章にして取り決めたもの。(新潟県)
14	ハッピー・パートナー 企業(新潟県男女 共同参画推進企業)	新潟県が実施している事業。男女が共に働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業等を「ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)」として登録し、その取組を支援している。(新潟県)
15	ファミリー・サポート・ センター事業	「子育てを手助けしてほしい人」(依頼会員)と「子育ての手伝いをしたい人」(提供会員)が会員登録し、地域で助け合いながら活動する組織のこと。 園等の保育開始前や終了後の迎えや預かり、学校の放課後や放課後児童クラブ後の預かり、保護者の病気など援助が必要な場合にファミリー・サポート・センターへ相談し、提供会員に有償で援助をしてもらう。 (見附市教育委員会こども課)
16	市民活動・ボランティアバンク	ボランティアを必要とする人とボランティア活動をしたい人のマッチングを行う 事業のこと。 ボランティアの募集情報を集約し、毎月、「ボランティアメニュー」として、市民活動・ボランティアバンク登録者へ情報を提供している。また、ボランティアの参加希望があった場合には、募集者への取り次ぎを行っている。 (見附市まちづくり課)

# 市民意識調査の結果(H27·R3 人権に関する市民意識調査)

※見附市全域より 18 歳以上を無作為抽出した 1,000 人を対象に実施。

※有効回収数(n):R3 395件、H27 416件

#### 表 1

女性の人権について特に問題があると思うことはどのようなことか。あてはまるものに〇をつける(複数回答)という問いに対する各項目における割合	H27	R3	比較
「男は仕事、女は家庭にいるべき」「女だから〇〇すべき」 といった男女の固定的な意識を押しつける	39.9%	48.1%	8.2%
就職時の採用条件、仕事の内容、給料の男女差など、職場における男女の待遇が違う	39.2%	41.8%	2.6%
結婚、妊娠、出産、不妊などについて干渉される	26.7%	27.6%	0.9%
夫や恋人などからの暴言やなぐる、ける、行動を監視する などの暴力を受ける	24.5%	29.1%	4.6%
職場や地域、学校などでセクシュアルハラスメント(性的 いやがらせ)を受ける	20.9%	33.7%	12.8%
職場や地域、家庭などで方針を決める時に女性の意見を 聞かない	16.3%	15.7%	-0.6%
テレビ、ビデオ、インターネット、雑誌などでわいせつな情 報が流れる	16.3%	14.9%	-1.4%
援助交際をふくむ売春、買春行為がある	14.4%	17.7%	3.3%
その他	0.5%	0.8%	0.3%
特にない	12.5%	9.6%	-2.9%
わからない	5.5%	6.3%	0.8%
無回答	3.8%	8.9%	5.1%

# 表 2

女性の人権を守るために必要なことはどのようなことか。大切だと思うものに3つ以内で〇をつける(複数回答)という問いに対する各項目における割合	H27	R3	比較
男女ともに、働きながら家事や育児・介護などが両立できる環境の充実を図る	52.4%	48.6%	-3.8%
家族の中でお互いの人権を尊重し温かい家庭をつくる	35.3%	22.3%	-13.0%
学校教育、生涯学習での男女平等教育の充実を図る	33.4%	32.7%	-0.7%
女性の人権侵害に対する相談体制の充実を図る	24.0%	23.5%	-0.5%
企業に対し、採用、登用などにおいて男女を平等に扱うよ う啓発する	22.8%	20.3%	-2.5%
さまざまな意思決定や方針決定の場に女性の積極的な 参加を進める	16.3%	16.2%	-0.1%
男性の意識改革のための男性向けの広報・啓発活動を推進する	11.1%	11.1%	0.0%
女性の人権を守るための広報・啓発活動を推進する	10.6%	10.6%	0.0%
夫や恋人などからの暴力、女性や子どもに対する人権侵 害への支援体制の充実を図る	10.6%	12.9%	2.3%
マスコミ等が紙面、番組、広告などの内容に配慮する自主的な取組を進める	8.9%	6.6%	-2.3%
その他	1.4%	0.8%	-0.6%
特にない	5.5%	3.8%	-1.7%
わからない	3.6%	7.1%	3.5%
無回答	2.6%	8.1%	5.5%

## 見附市男女共同参画事業推進委員会委員

(見附市男女共同参画事業推進懇談会委員兼務)

市民生活課 課長補佐 真島 綾子 地域経済課 地域産業係長 佐野 智子 総務課 人事係長 宮本 有香 健康福祉課 高齢福祉係長 佐藤 敦子 学校教育課 学校教育係長 矢島 誠子 こども課 元気子育て係長 箕輪 亜由美 まちづくり課 中央公民館長兼中央公民館分館長 渡邉 和義

#### 見附市男女共同参画事業推進懇談会委員

柴嶺 公枝 会長

高橋 清恵 副会長

江田 隆行

大野 盛郷

大野 めぐみ

土田 要一

野村 厚子

# 事務局

まちづくり課 課長 大野 務 まちづくり課 課長補佐 佐藤 秀一 まちづくり課 生涯学習推進係長 椿 博子 まちづくり課 生涯学習推進係主任 植木 茜

令和4年3月31日現在

# 策定の経過

日程	内容
令和3年6月	見附市男女共同参画事業推進委員会の開催(6月29日) ・第4次見附市男女共同参画計画の経過・概要・評価 ・第5次見附市男女共同参画計画基本方針、骨子案及び策定スケジュールの確認
令和3年7月	第1回見附市男女共同参画推進会議の開催(7月12日) ・第4次見附市男女共同参画計画の概要・評価 ・第5次見附市男女共同参画計画基本方針、骨子案及び策定スケジュールの確認
令和3年7月	第1回見附市男女共同参画事業推進懇談会の開催(7月28日) ・第4次計画進捗状況の報告と意見聴取 ・第5次見附市男女共同参画計画基本方針、骨子案及び策定スケジュールの確認 ・意見聴取
令和 3 年 10 月	見附市男女共同参画計画策定における担当者説明会の開催(10月18日) ・第5次見附市男女共同参画計画の事業、指標、目標の設定についての確認
令和 3 年 12 月	第 2 回見附市男女共同参画事業推進懇談会の開催(12 月 17 日) ・第5次見附市男女共同参画計画素案及び目標の設定についての意見聴取
令和4年1月	第2回見附市男女共同参画推進会議の開催(1月11日) ・第5次見附市男女共同参画計画素案及び目標の設定の確認
令和4年1月	議員協議会の開催(1月27日) ・第5次見附市男女共同参画計画素案の確認
令和4年2月	第5次見附市男女共同参画計画(案)についてパブリックコメント募集 (2月1日~3月2日)
令和4年3月	第5次見附市男女共同参画計画の完成

## 男女がいきいき、共に輝くまちをめざして

# 見附市男女共同参画計画

#### 令和4年3月

発行 見附市

T954-0052

新潟県見附市学校町1丁目16番15号

TEL:0258-62-7801

FAX:0258-62-7810

メール:machi@city.mitsuke.niigata.jp

編集 見附市まちづくり課